

頑張る県民活動団体応援事業補助金募集要項

本要項や申請に必要な様式は、こちらからダウンロードいただけます。

頑張る県民活動団体応援補助金 WEB ページ

<https://sb-yamaguchi.net/ganbaru/>



1. 目的

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、県民生活に生じた様々な課題の解決に努めるとともに、新しい生活様式に対応した社会貢献活動等に積極的に取り組んでいる県民活動団体の活動に要する経費を支援することで、モデルとなる事業を構築し、県民活動団体の活動基盤強化と新たな生活様式に対応した県民活動の促進を図ることを目的とします。

2. 補助事業の概要

(1) 対象となる事業

- ①新型コロナウイルス感染症の感染リスクに配慮する「新しい生活様式」に対応する取組 ～3つの密対策の徹底、WEB会議・リモート支援 など～

従来の取組を引き続き実施するに当たり、「新しい生活様式」に対応するために生じる課題への対応に要する経費が該当します。

◆「新しい生活様式への対応」の具体例

従来の取組	生じる課題	課題への対応策	要する経費
<ul style="list-style-type: none">子どものための遊びの場の提供読み聞かせ機会の提供子どもたちへの学習支援各種相談支援	<ul style="list-style-type: none">手洗い、消毒の徹底大人数が密集する状態の回避対面機会を減らす教材等共有回避	<ul style="list-style-type: none">子どもにとって使いやすい手洗い環境の整備広い会場の確保定員を減らし回数を増やす自宅で学習できる教材の提供オンラインサポートの実施オンライン活用の指南オンライン接続機器の貸与	<ul style="list-style-type: none">踏み台など補助具購入費会場使用料実施回数増の講師謝金実施回数増、共有回避のための材料、教材等購入費机、パーティションなど備品購入費オンライン接続環境整備費や機器整備費

②新型コロナウイルス感染症に伴い発生した「新たな困りごと（地域課題）」に対応する取組 ～子ども・学生・外国人等の支援、日常生活や社会生活を営む上で困難を有する方への支援 など～

従来の取組では対応しきれない、「新たに生じた困りごと・地域課題」への対応に要する経費が該当します。

◆「新たに生じた困りごとへの対応」の具体例

従来の取組	新たな困りごと	新たに行う取組	要する経費
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の孤立防止 ・高齢者の送迎や買い物支援 ・外国人の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・サロンや地域行事中止で地域から孤立し、体力、気力が低下 ・感染への懸念から買い物や散歩など外出に不安を感じる方が増加 ・遠方の家族が帰省できず新たに支援が必要となる高齢者の増加 ・急速に進むICT化への対応が困難な方への支援の必要性 ・母国との交流の減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・広い会場での交流機会の提供、遠方からの参加者のための送迎 ・換気のいい屋外での交流機会の提供 ・自宅で実践できる健康づくり講座の動画配布 ・移動販売車の活動エリアの拡大 ・きめ細やかな訪問による相談対応 ・新たに見守りが必要となった方への声掛けサポート ・オンライン環境整備、機器貸出、操作支援などオンライン帰省やオンライン相談を受ける基盤整備支援 ・より効果的な対策について検討するための勉強会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・会場使用料 ・オンライン接続環境、接続機器の整備 ・講師謝金 ・動画配布のための消耗品 ・旅費（ガソリン代） ・チラシ等作成など印刷費

(2) 申請できる団体

本補助事業に申請いただけるのは、次のグループA・Bいずれかに該当する県民活動団体です。

◆申請グループA

県内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人

◆申請グループB

市町から推薦のあった市民活動団体及びボランティアグループ等

※特定非営利活動法人以外の団体においては、主たる事務所の所在する市町からの推薦が必要となります。ただし、団体の組織形態については、法人格の有無を問いません。

ただし、以下の①～⑤をすべて満たすことを要件とします。

- ① 補助金の交付を受けようとする経費に対して、山口県からの類似の補助金等の交付又は経費の負担を受けていないこと。
- ② 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- ③ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。

- ④ 法人等の代表者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- ⑤ 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。



疑問を解決！Q&A

Q：申請グループBに該当しますが、どのように手続きすればいいでしょうか。

A：申請書類一式を作成のうえ、提出期限までに、各市町県民活動担当課へ提出してください。

なお、書類作成に当たってのご質問、ご相談などは、本事業運営事務局（やまぐち県民活動支援センター）までご連絡ください。

Q：申請グループBに該当しますが、市町の推薦を得るにはどのようにしたらいいですか。

A：各市町県民活動担当課は、貴団体から提出があった「団体概要書（別紙1）」等の申請書類一式に基づき判断しますので、団体概要書や事業計画書には、直近の活動実績や、今後の活動について具体的に計画（実施済みも含む。）していることが伝わるよう、具体的にわかりやすく記入してください。

（申請書類一式は3（1）をご参照ください。）

（3）補助事業期間

令和2年6月19日（金）から令和3年1月31日（日）までの間に支払われた経費を対象とします。

（4）補助率・補助上限

補助率 10分の10

補助上限金額 1団体につき20万円

（5）補助対象経費

補助対象となる事業費は、補助事業期間中に支出した、以下の経費（消費税及び地方消費税は除く）です。

人件費（※）、使用料及び賃借料、委託費、謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷費・広告宣伝費、通信運搬費、その他知事がこれに準ずるものとして特に必要と認める経費

※人件費については、役員、常勤職員、会員に係る経費は該当しません。

この事業のために新たに雇用したスタッフ等が該当します。



疑問を解決！Q&A

Q：今回申請する事業について、国や民間助成団体からの補助金・助成金を受けていますが、申請できますか。

A：同じ事業について申請はできますが、国等からの補助金で対象となった経費以外が対象となります。

Q：今回申請する事業について、山口県から補助金・助成金を受けていますが、申請できますか。

A：申請はできません。

Q：パソコンの買い替えや感染症対策で購入したマスクや消毒液は対象になりますか。

A：単に購入しただけでは対象となりません。対象となる事業（2（1）参照）に即した取組に伴う経費が対象となります。

3. 補助金交付申請の手続きについて

（1）補助金交付申請に当たっては、次の①～⑧の書類等が必要となります。

- ① 別記第1号様式
- ② 団体概要書（別紙1）
- ③ 事業計画書（別紙2）
- ④ 事業収支予算書（別紙3）
- ⑤ 令和2年度の収支予算書 ※団体独自で作成したもの
- ⑥ 役員名簿
- ⑦ 組織の運営に関する規則等（定款・規約・会則等）
- ⑧ その他（必要に応じパンフレット等）

※申請書様式は、「頑張る県民活動団体応援補助金 WEB ページ」からダウンロードしてください。ダウンロードや印刷が難しい場合は、やまぐち県民活動支援センター（本事業運営事務局）へご相談ください。

頑張る県民活動団体応援補助金 WEB ページ

<https://sb-yamaguchi.net/ganbaru/>



疑問を解決！Q&A

Q：各様式について、枠の大きさを変更したり枚数を増やしたりしても構いませんか。

A：枠の大きさについては、適宜変更いただいて構いません。但し、枚数は原則として変更せず、所定の枚数に納めてください。必要に応じて参考資料を添付いただいても構いません。

Q：①別記第1号様式の記入に当たり留意することを教えてください。

A：事務担当者連絡先については、平日の日中に連絡が取れるものを記入してください。
また、特に希望の時間帯などがある場合には、欄外に付記してください。
提出された書類について不備や疑義が生じた場合など、ご連絡する場合があります。

Q：②団体概要書（別紙1）について、最近になって活動を始めたばかりで、直近2年間の活動実績を記載できないのですが、どうしたらいいですか。

A：活動開始から現在に至るまでの活動実績を記載いただければ構いません。

Q：③事業計画書（別紙2）の記入に当たり留意することを教えてください。

A：いつ・どこで・誰が・どのように事業を行うか、箇条書き等で簡潔にわかるように記入してください。様式2枚目の留意事項にある通り、新規性、継続性、波及性について、交付対象事業決定の審査のポイントとなりますので、特に詳しく記入されるようお願いいたします。（以下4（2）参照）

Q：⑧その他の資料はどのようなものが必要でしょうか。

A：審査委員に活動の様子が伝わるような、既存のパンフレットや写真などがあれば添えてください。但し、大量の資料やページ数の多い冊子などは、内容を確認しきれない場合もありますので、ただ量を増やすよりも、審査委員に伝えたいポイントがしっかりと伝わるものを厳選いただくことをお勧めします。

(2) 申請受付期間

令和2年11月4日（水）～12月2日（水）17時（必着）

(3) 申請方法

(1) のすべての資料を、メール又は郵送により以下の申請先に提出してください。

申請グループ	申請書提出先	問合せ先
◆申請グループA 県内に主たる事務所を有する 特定非営利活動法人	やまぐち県民活動 支援センター	やまぐち県民活動 支援センター
◆申請グループB（※） 市町から推薦のあった 市民活動団体及び ボランティアグループ等	活動拠点又は代表者が 居住する市町の 県民活動担当課 （別紙一覧表参照）	

※申請に当たっては、事前にやまぐち県民活動支援センター（本事業運営事務局）へ
ご相談いただくことをお勧めします。



申請書提出・問合せ先

やまぐち県民活動支援センター（本事業運営事務局）

電話 083-934-4666（月曜・祝日定休）

FAX 083-934-4667

〒753-0064 山口市神田町1-80 パルトピアやまぐち2階

メール sb2019@kenmin.pref.yamaguchi.lg.jp



メールにより提出される方へ

- ・①～④は MicrosoftWord 又は PDF 形式、⑤～⑧は PDF 又は JPEG 形式とし、各ファイルのタイトルに①～⑧の番号と団体名を入れてください。
(ファイル名の例 「①別記第1号様式_やまぐち県民ネット21」)
- ・提出先から、受付後3日以内(土日祝日を除き3日程度)に受付完了の返信メールを送ります。返信がない場合は、メール又は電話により提出先に確認連絡を行うか、問合せ先(やまぐち県民活動支援センター)までお問い合わせください。

※万一受付に不備や通信障害があった場合、確認連絡がされていないと、申請を受け付けられていない恐れがあります。
申請者の責任において確認していただくようご注意ください。



疑問を解決！Q&A

Q：申請に関する資料のうち一部はメール、一部は郵送と、提出方法を分けても構いませんか。

A：はい。①～④の様式はメールで、団体に関する既存資料やパンフレットは郵送で、など、適宜提出しやすいようにしていただいて構いません。
ただし、郵送とメールのいずれもが、申請期限内に到着するようにお送りください。また、メール本文に、一部資料は郵送予定である旨記載する、又は、郵送資料に、様式はメールで送信する旨添え状を入れていただくなど、申請書提出先において提出資料の確認ができるよう、ご協力をお願いします。

Q：申請書を提出先に持参してもいいですか。

A：新型コロナウイルスによる感染拡大防止のため、できるだけ郵送又はメールで提出いただくようお願いします。但し、郵送では申請期限に間に合わないといった事情がある場合には、提出先にご相談ください。

(4) 申請にあたっての留意事項

- ・申請のために必要となる費用は、申請者において負担してください。
- ・申請者が申請書類に虚偽の記載をした場合には、申請が無効となります。
- ・申請書類に不備がある場合は、申請を受け付けることができませんので、十分注意して提出してください。
- ・申請書類は返却しません。

4. 補助金交付対象事業の決定

(1) 決定方法

- ・審査委員による審査会を開催し、補助金交付対象事業を決定します。
- ・審査会は非公開により行います。
- ・審査の経緯及び結果等に関するお問い合わせには一切応じられません。

(2) 審査のポイント

審査に当たっては、以下のポイントを満たしているかどうかを判断基準として決定します。

■新規性

- ・対象事業①新しい生活様式に対応する事業の場合
「新しい生活様式」に対応するために工夫がされているか。
- ・対象事業②新しい課題に対応する事業の場合
解決すべき地域課題の設定が、「コロナの時代」にふさわしいか。

■継続性

一過性のものでなく、継続的な活動が見込まれるか。

■波及性

他地域でも参考となる活動であるか。
市町域、分野を超えて社会課題の解決につながることを期待できるか。

(3) 補助金交付事業決定時期

令和2年12月下旬(予定)

※補助金交付事業決定後、申請したすべての団体に、採否に関する結果を
書面により通知します。

5. (参考) 補助金交付決定後の手続きについて

事業完了後20日以内、又は令和3年2月28日までに、事業及び収支に関する資料を添えて実績報告書を提出していただきます。

実績報告書の内容を確認の上補助金額を確定し、請求手続きを経て補助金が交付されます。請求書提出後、2週間以内を目途に指定の口座に振り込みます。

6. 問合せ先

やまぐち県民活動支援センター（本事業運営事務局）
〒753-0064 山口市神田町1-80 パルトピアやまぐち2階
電話 083-934-4666（月曜・祝日定休）
FAX 083-934-4667
メール sb2019@kenmin.pref.yamaguchi.lg.jp